

## 建設工事請負契約における単品スライド条項の 運用マニュアルの制定について

大阪府発注の建設工事に関して、建設工事請負契約書第25条第5項の「単品スライド条項<sup>注1)</sup>」に基づき請負代金額の変更を請求する場合<sup>注2)</sup>の運用について、最近の資材価格の急激な高騰等を踏まえ、国土交通省において運用ルールの改定が行われました。

これを受けて、建設工事請負契約書第25条第5項の「単品スライド条項」の運用にかかる「建設工事請負契約における単品スライド条項の運用マニュアル」を下記のとおり定めましたので、お知らせします。

なお、本マニュアルの制定に伴い、「単品スライド条項の運用基準について〔平成20年7月24日大阪府総務部契約局〕」及び「大阪府発注の建設工事において工事請負契約書第25条第5項に基づき請負代金額の減額変更を請求する場合の運用基準〔平成21年4月1日大阪府総務部契約局〕」は、廃止します。

### 記

- 1 適用日：令和4年12月6日
- 2 対象工事：適用日において継続中の工事及び適用日以降の新規契約工事  
(残工期が2ヶ月以上ある全ての工事)
- 3 対象資材：「鋼材類」、「燃料油」、「アスファルト合材類」、「コンクリート類」及び  
その他の主要な工事材料
- 4 受発注者の負担：対象資材ごとの価格変動に伴う変動金額のうち、対象工事費<sup>※</sup>  
の1%を超える額

なお、「単品スライド条項」に基づき請負代金額の減額変更を請求する場合も同様の取り扱いとなります。

また、運用マニュアルについては、別途、契約局ホームページに掲載しております。

※「対象工事費」とは、部分払いを行った出来高部分(特段の規定を設けたものを除く)や部分引き渡しを行った部分を、単品スライド条項適用前の最終的な全体工事費から除いたものです。

注1)「単品スライド条項」とは、特別な要因により、工期内に主要な工事材料の価格が著しく変動し、請負代金額が不適当となった場合に請負代金額の変更を可能とするものです。

注2) 個別案件の具体的な内容につきましては、各発注機関にお問合せください。

#### 【問合せ先】

大阪府 総務部 契約局  
総務委託物品課  
企画・システムグループ  
06-6941-0351(内線 5375)